

## ASC 認証工場における植物原料調達について

近年、気候変動対策や生物多様性の維持・回復といった観点から森林の重要性が注目される中、生産地の拡大を目的とした森林伐採防止への対応が求められています。また、大規模な農地開拓は先住民や労働者の人権侵害を伴う場合があるといった社会面の問題も指摘されています。弊社は「持続可能なサプライチェーン行動ガイドライン」に基づき、ASC 認証取得工場の水産飼料で使用する植物原料において、森林破壊およびその他の土地転換のない原料調達を目指し、取り組みを進めてまいります。

## 持続可能な植物原料調達のための取組

### 1) グローバルなリスクが確認されている植物原料（大豆およびパーム油由来原料）

グローバルなリスクが確認されている大豆およびパーム油由来原料は2020年12月31日を基準日として、2030年12月31日までに森林破壊およびその他の土地転換のない原料調達を目指します。

### 2) 上記以外の植物原料

上記以外の植物原料についても、2025年3月31日を基準日として、森林破壊およびその他の土地転換のない原料調達を目指します。その内、主要原料である小麦については、サプライヤーと連携しコントリビューション評価、サプライチェーン評価を実施することで、2035年12月31日までに、森林破壊およびその他の土地転換のない原料調達を目指します。

## 基本的な考え方

1. 違法な森林伐採によって開拓された農地で生産された原材料を調達しない。
2. 児童労働、強制労働等といった人権侵害に関わっている原材料を調達しない。
3. 生産地の法令を守り、適切な手続きを経て生産された原材料を調達する。
4. 生産地における先住民および地域コミュニティの権利を尊重する。
5. 調達する原材料の生産地において森林破壊や人権侵害が生じていないことを確認するため仕組みの構築に取り組む。
6. 上記を実現するためにサプライヤー、業界団体、および第三者機関など様々なステークホルダーと連携・協働する。